○国土交通省告示第六百八十四号

航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）について、航空保安無線施設の一部の供用の廃止があり、航空保安無線施設を設置し及び航空保安無線施設に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所

宮城ＶＯＲ、仙台ＶＯＲ、高知ＶＯＲ、宮城ＤＭＥ、仙台ＤＭＥ及び高知ＤＭＥ　国土交通大臣　東京都千代田区

成田国際空港16Ｒ　ＩＬＳ　成田国際空港株式会社　千葉県成田市

二　航空保安無線施設の種類及び名称

宮城ＶＯＲ

仙台ＶＯＲ

高知ＶＯＲ

成田国際空港16Ｒ　ＩＬＳ

宮城ＤＭＥ

仙台ＤＭＥ

高知ＤＭＥ

三　航空保安無線施設の位置及び所在地

宮城ＶＯＲ　Ｎ38°09′Ｅ140°55′　宮城県名取市

仙台ＶＯＲ　Ｎ38°08′Ｅ140°55′　宮城県名取市

廃止する高知ＶＯＲ　Ｎ33°33′Ｅ133°41′　高知県南国市

供用を開始する高知ＶＯＲ　Ｎ33°33′Ｅ133°40′　高知県南国市

成田国際空港16Ｒ　ＩＬＳ　成田国際空港内

宮城ＤＭＥ　Ｎ38°09′Ｅ140°55′　宮城県名取市

仙台ＤＭＥ　Ｎ38°08′Ｅ140°55′　宮城県名取市

廃止する高知ＤＭＥ　Ｎ33°33′Ｅ133°41′　高知県南国市

供用を開始する高知ＤＭＥ　Ｎ33°33′Ｅ133°40′　高知県南国市

四　期日

宮城ＶＯＲの供用開始期日　令和八年七月九日

仙台ＶＯＲの予定する休止の開始期日　令和八年七月九日

廃止する高知ＶＯＲの廃止の予定期日　令和八年八月六日

供用を開始する高知ＶＯＲの供用開始期日　令和八年八月六日

成田国際空港16Ｒ　ＩＬＳ（装置のうち、インナーマーカーに限る。）の廃止の予定期日　令和八年八月六日

宮城ＤＭＥの供用開始期日　令和八年七月九日

仙台ＤＭＥの予定する休止の開始期日　令和八年七月九日

廃止する高知ＤＭＥの廃止の予定期日　令和八年八月六日

供用を開始する高知ＤＭＥの供用開始期日　令和八年八月六日